

警察が選挙における市民の表現行為を抑止したことに抗議する会長声明

- 1 選挙は、主権者である国民（日本国憲法第1条）が固有の権利である選挙権（日本国憲法第15条第1項、公職選挙法第9条）を行使するための重要な機会であり、選挙人である国民が「自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われ」（公職選挙法第1条）なければならない。選挙権を行使するに当たり国民が意思を表明することは、表現の自由（日本国憲法第21条第1項）を支える価値の1つである自己統治の価値、すなわち国民が言論活動によって政治的意思決定に関与するという民主政に資する社会的価値の発現であり、最大限に保障されなければならない。

最高裁判所1948年（昭和23年）6月29日判決が選挙の自由妨害罪（公職選挙法第225条第2号）の「演説妨害」について、「その目的意図の如何を問わず、事実上、演説することが不可能な状態に陥らしめることによって成立する」と判示しているのは、国民が選挙権を行使する過程において政治的な意見を表明する表現の自由を保障することの重要性を考慮したからであり、その表現行為を抑止する場合は特に慎重に行わなければならない。

- 2 現場を撮影した映像（「北海道テレビ」ニュース、「北海道放送」ニュース）等によると、2019年7月15日、安倍晋三内閣総理大臣（以下「安倍首相」という。）が北海道札幌市中央区のJR札幌駅前で参議院選挙の候補者の応援演説を行っていた際、複数の警察官は、安倍首相に対し「増税反対」と叫んだ女性を取り囲み、同女を押さえつけた上、同女を移動させた。その後、警察官は、安倍首相が札幌駅前から去った後も同女につきまとい、同女に対し、「声を上げないでくれよ」「今日はおもう諦めてくれ」などと発言した。

また、安倍首相の演説位置から道路を隔てて約20メートル離れた位置にいた男性が「安倍辞めろ」等と発言したところ、複数の警察官は、その男性を取り囲んだうえ同人の服や体を掴み、数十メートル後方へ移動させた。

さらに、複数の警察官は、歩いている安倍首相に対し「年金100年安心プランどうなった？」と記載されたプラカードを掲げようとした女性を取り囲み、歩道の端に移動させた。他方、警察官は、安倍首相を支持するプラカードを掲げた人々を

移動させることはなかった。

また、現場を撮影した映像（「朝日新聞デジタル」記事）等によると、同月18日、安倍首相が滋賀県大津市のJR大津京駅前で参議院選挙の候補者の応援演説を行っていたところ、複数の警察官は、安倍首相に対し政治的発言を行った男性を応援演説会場後方の高架下のフェンスに押しやり、その男性が「安倍辞めろ」等と声を上げて動こうとしたところを動けなくさせた。

- 3 北海道警察警備部は、上記2019年7月15日の警察官の対応について「トラブルを未然防止するため対応は適正」と説明している。しかし、同警察は、当初「トラブル防止と、公職選挙法の選挙の自由妨害違反になるおそれがある事案について、警察官が声かけした」と説明していたが、公職選挙法違反について「事実確認中」と見解を変えた上、対応の法的根拠については「個別の法律ではなくトラブル防止のため、現場の警察官の判断で動いている」と説明した。

札幌市の事例と大津市の事例ではいずれの場合も、警察が排除した市民らの行為によって安倍首相の応援演説が中断されることは全くなく、その他選挙の自由が妨害された事実も認められなかったのであるから、市民らの行為が選挙の自由妨害罪に該当しないのは当然のこと、そのおそれもなかったことは明白である。前記の北海道警察の説明は、今回の対応が法的根拠のない違法なものであったことを示している。このような警察の対応は、市民による政治意見の表明を委縮させかねず、我が国の民主主義、自由主義にとっての重大な危険を招きかねないものであり、当会はこれを許容することはできない。

- 4 当会は、北海道警察と滋賀県警察の一連の対応に対して厳重に抗議するとともに、全国の警察等公権力に対し、政治的な意見に関する表現の自由を最大限尊重するよう強く要請する。

以上

2019年（令和元年）10月18日

長野県弁護士会

会長 相馬 弘 昭

